

城北菖蒲園入場料金免除申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 施設名

代表者氏名

所在地

☎

大阪市公園条例第15条第1項に基づき、下記により入場料金の免除を申請します。

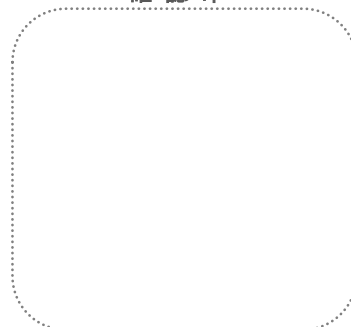
記

入園年月日	令和 年 月 日 時 分ごろ	
利用団体	1 幼稚園 2 小学校 3 中学校 4 特別支援学校 5 生活保護法第38条第1項に規定する施設(※) 6 児童福祉法第7条第1項に規定する施設(※) 7 老人福祉法第5条の3に規定する施設(※) 8 障害者総合支援法第5条第11項に規定する施設(※) 9 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する施設(※) ※裏面の免除対象施設一覧から、該当施設名称を記入してください。	
利用人数	引率代表者氏名	
	監督・引率職員数	人
	児童・生徒・入所者の人数	人
	合計	人

※上記利用団体に当てはまらない場合は免除できません。

(施設一覧は裏面にあります。)

確認印



大阪市公園条例第15条第1項の規定により入場料金を免除できる施設一覧

生活保護法第38条第1項に規定する施設

名称	
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設

児童福祉法第7条第1項に規定する施設

名称	
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)
幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)&及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設	障害児を入所させて、支援を行うことを目的とする施設
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、支援を提供することを目的とする施設
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

老人福祉法第5条の3に規定する施設

名称	
老人デイサービスセンター	老人福祉法第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通過せ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設
老人短期入所施設	老人福祉法第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設
養護老人ホーム	老人福祉法第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設
特別養護老人ホーム	老人福祉法第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設
老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

障害者総合支援法第5条第11項に規定する施設

名称	
障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援をおこなうとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設

子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する施設

名称	
家庭的保育施設	定員5人以下 家庭的保育者による保育を行う施設
小規模保育施設	定員6～19人 保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児・児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育施設	事業主がその雇用する労働者の監護する乳児・幼児・児童を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設及び事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児・幼児・児童を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設並びに地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合が共済組合等の構成員の監護する乳児・幼児・児童を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設